

宮崎労働局発表
平成 31 年 4 月 16 日(火)

【照会先】

職業安定部職業対策課

課長 田島 邦彦
課長補佐 紫藤 靖弘
障害者雇用担当官 東郷 ますえ
電話 (0985)38-8824

精神科医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業を実施

～ 宮崎市内で 3 例目の医療機関と協定を締結 ～

宮崎労働局（局長 吉田研一）では、平成 29 年度より宮崎公共職業安定所と精神科医療機関との間で協定を締結し、当該医療機関を利用する精神障害者に対し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業」を実施しています。

今回、平成 31 年 3 月 4 日付けで新たな精神科医療機関と協定を締結しました。

事業の趣旨・内容

近年増加している精神疾患がある求職者等の就労支援を行う上で、関係機関の中でも精神科医療機関との連携体制の構築は特に重要なものとなっています。このため、精神科医療機関の就労支援プログラム等を利用し、就職を希望する障害者に対して、医療機関とハローワークの担当者を中心とした就労支援チームにより、就職準備から就職後の職場定着までの一貫した支援を実施しています（別添資料参照）。

実施機関

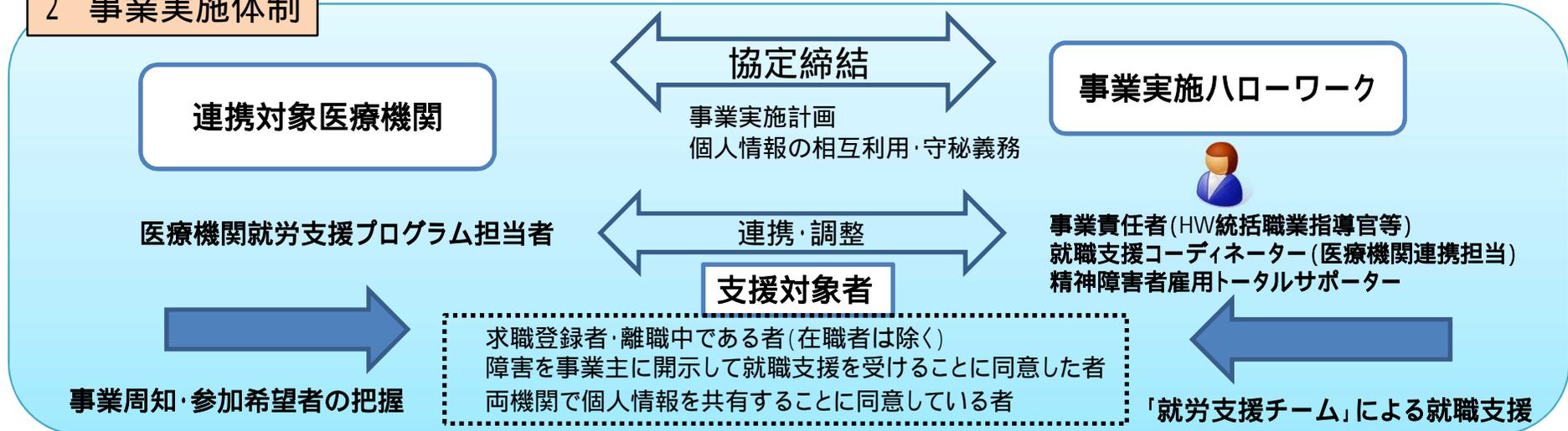
医療法人 清芳会 井上病院 (宮崎市芳土 8 0)	平成 29 年 11 月 16 日協定締結
医療法人 慈光会 宮崎若久病院 (宮崎市福島町寺山 3 1 4 7)	平成 30 年 1 月 12 日協定締結
医療法人 聖心会 中村クリニック (宮崎市広島 1 丁目 1 - 7 - 2 1)	平成 31 年 3 月 4 日協定締結

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について

1 目的

精神障害者の更なる雇用の推進のため、ハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制



3 事業内容等

主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。支援方法については、「チーム支援事業」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。想定される支援内容は次のとおり。

- 連携対象医療機関を利用している精神障害者に対して就職に関する知識や技術を付与するためのジョブガイダンスの実施
- 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- 職場実習等の機会の積極的な提供
- 3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- 職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

4 実施労働局

平成29年度38労働局 → 平成30年度47労働局